

改正

令和2年7月1日告示第26号

南小国町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南小国町における空き家の有効活用を通して、南小国町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物及び土地を除く。
- (2) 「所有者等」とは、当該空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 「空き家バンク」とは、空き家の売買、賃借等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、有効なものを情報提供するとともに、南小国町ホームページに掲載し紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではないものとする。

(空き家の登録申込等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書(様式第1号)及び「空き家バンク」登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家等に関する登録はできないものとする。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査の協力を、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会の会員(以下「協会会員」という。)に依頼することができる。
- 3 町長は、登録に必要な調査の結果、登録が適当と認めるときは、南小国町空き家情報台帳に登録するものとする。
- 4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了書(様式第3号)を当該申込者に通知するものとする。
- 5 町長は、第3項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。
- 6 町長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3項の規定による登録を行わないものとする。
 - (1) 南小国町暴力団排除条例(平成23年南小国町条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員又はその密接関係者(以下これらを「暴力団員等」という。)であるとき。
 - (2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であるとき。

(3) その他登録に適さないと町長が判断したとき。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第4項の規定による登録完了の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンク登録期間)

第6条 登録者の空き家登録期間は、登録日から2年を経過した日以降の最初の3月31日までとする。

(空き家バンクの登録の抹消)

第7条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、前条の登録期間を経過したとき又は「空き家バンク」抹消届（様式第5号）があったときは、当該空き家情報登録を削除するとともに、「空き家バンク」取消し通知書（様式第6号）を当該登録者に通知するものとする。

(空き家利用希望者の登録の申込み等)

第8条 利用希望者は、「空き家バンク」利用登録申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときで、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その旨を当該希望物件の登録者に通知するとともに、協会会員に媒介等の協力を依頼するものとする。

(1) 空き家に定住又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行い、地域の活性化に寄与し、南小国町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できること。

(2) その他、町長が適当と認めたとき。

3 町長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による通知及び媒介等の協力の依頼を行わないものとする。

(1) 暴力団員等又は、暴力団等反社会勢力に寄与するための利用であると認められる者

(2) 宗教活動、政治活動その他の本要綱の趣旨に照らして不適当な活動のための利用であると認められる者

(3) 宅地建物取引業としての利用であると認められる者

(4) その他公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(情報提供等)

第9条 町長は、必要に応じて、登録者及び利用希望者に対して、情報提供を行うものとする。

2 町長は、南小国町空き家情報台帳の情報を、町のホームページ等により公開することができる。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、協会会員が行うものとし、町長は直接これに関与しないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日告示第26号)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

南小国町長 様

空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

このことについて、南小国町空き家登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」への登録を申し込みます。

また、登録情報については、南小国町ホームページへの掲載に同意します。

- 1 交渉・契約に関わる全てについて、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会会員の仲介により行い、情報を提供することについて承諾します。
- 2 私は南小国町暴力団排除条例（平成23年南小国町条例第4号）第2条第2項に規定する暴力団員又はその密接関係者ではありません。
- 3 私は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者ではありません。
- 4 登録内容は、南小国町空き家バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりであり、登録にあたり、町職員及び宅地建物取引業者が当該家屋・土地に立ち入り、外観・内観の調査を行うことについて承諾します。
- 5 登録内容に偽りなく、要綱を遵守するとともに、利用希望者との誠意ある交渉・契約に臨み、交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合、私と利用希望者・宅地建物取引業者間で解決にあたり、町には責任を追及しません。
- 6 南小国町空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

※申込みにあたり記載された個人情報、本事業の目的以外に利用しません。

※南小国町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「登録者」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関する仲介業務は、町が業務協定を締結している一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会の会員が行います。

なお、仲介に係る報酬等については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

様式第2号（第4条関係）

南小国町空き家情報登録制度「空き家バンク」登録カード

登録 No.				賃貸/売却		<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却		
物件所在地								
所有者※ 管理者※		〒		住所				
		氏名		TEL		— —		
		携帯		FAX		— —		
		eメール		@				
希望価格		売却希望価格		円		賃貸希望価格		
						敷金・礼金 賃料 月額 円		
物件の概要	面積		構造		建築年		年	
	土地		m ²		□木造		補修の可否	補修の費用負担
	建物	1階		m ²		□軽量鉄骨造		□所有者負担 □入居者負担 □その他
		坪		□鉄筋コンクリート		□補修不要 □多少の補修必要 □大幅な補修必要 □現在補修中		
	2階		m ²		□その他			
坪		()						
間取り		1階 □居間 () 畳 □台所 □風呂 □トイレ □その他 () □洋室 () 畳 () 畳 □和室 () 畳 () 畳 () 畳						
		2階 □洋室 () 畳 () 畳 □和室 () 畳 () 畳 () 畳 □その他 ()						
利用状況	□放置 () 年		設備状況	電気		□引き込み済み □その他		
	□別荘			ガス		□プロパンガス □その他		
	□物置			風呂		□ガス □灯油 □電気 □その他		
	□その他			水道		□町水道 □その他 ()		
主要施設等への距離	□役場		km		下水道		□下水道 □浄化槽 □その他 ()	
	□バス停		km		トイレ		□水洗 □くみ取り / □和 □洋	
	□病院		km		ケーブルテレビ		□接続済み □休止中 □未接続	
	□消防署		km		車庫		□有 □無 物置 □有 □無	
	□警察署		km		庭		□有 □無 その他	
	□保育園		km		【間取り】 (別紙可)		【地図】 (別紙可)	
	□小学校		km					
	□中学校		km					
□スーパー		km						
□		km						
□		km						
特記事項		物件写真の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
受付日		年 月 日		現地確認日		年 月 日		
登録日		年 月 日		有効期日		年 月 日		
登録抹消日		年 月 日		<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消 <input type="checkbox"/> その他 ()				

注1 この登録カードの情報は、南小国町ホームページで公開します。ただし、※の項目は除く。

注2 抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ掲載してください。

様

南小国町長

「空き家バンク」登録完了書

南小国町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第4条第4項の規定により、「空き家バンク」への登録が完了したので通知いたします。

登録番号：第 _____ 号

登録日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

登録期限： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

南小国町長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____ (印)

「空き家バンク」登録変更届出書

下記の「空き家バンク」利用登録の変更をお願いいたします。

登録番号：第 _____ 号

変更内容： _____

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

南小国町長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____ ⑩

「空き家バンク」抹消届

「空き家バンク」の登録を取り消したいので、届出いたします。

登録番号：第 _____ 号

取消理由： _____

様式第6号（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

南小国町長

「空き家バンク」取消し通知書

南小国町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第7条の規定により、「空き家バンク」への登録を取り消したので通知いたします。

登録番号： _____

取消理由： _____

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

南小国町長 様

住所 _____

氏名 _____ ⑩

「空き家バンク」利用登録申込書

南小国町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第8条の規定により、次のとおり申し込みます。

希望物件番号			
住 所			
氏 名	年齢（ ）歳		
電 話 番 号	—	—	
ファックス番号	—	—	
E-mail	@		
利 用 目 的			
同居構成	氏 名	続 柄	年 齢
			歳
			歳
			歳
			歳
			歳
			歳
			歳

本人確認書類	1 免許証	2 保険証	3 その他（ ）
--------	-------	-------	----------

南小国町個人情報保護条例（平成16年南小国町条例第18号）の規定の趣旨に基づき申し込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第8号（第8条関係）

誓 約 書

南小国町長 様

私は、南小国町空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）の利用申し込みにあたり、南小国町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解した上で申し込みいたします。

また、申し込み記載事項に偽りはなく、要綱第8条第2項各号に規定する要件等を遵守すること及び同条第3項各号に該当しないことを誓約します。

なお、「空き家バンク」への申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、南小国町の自然環境等への在住者としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努めるとともに、公の秩序を乱し、善良な風俗を害しないよう生活することを誓います。万一この契約内容に違反するおそれがあると町長が認めたときは、自己負担により速やかに退去します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)